

久喜市議会  
令和6年11月定例会議  
市長提出議案質疑通告

令和6年12月9日（月）

## 質疑通告者一覧

### 【議案第 44 号 令和6年度久喜市一般会計補正予算（第8号）について】

|          |       |    |       |   |
|----------|-------|----|-------|---|
| 通告第 1 号  | 田村 栄子 | 議員 | ..... | 1 |
| 通告第 2 号  | 瀬田 博文 | 議員 | ..... | 1 |
| 通告第 5 号  | 宮崎 亜希 | 議員 | ..... | 1 |
| 通告第 6 号  | 渡辺 昌代 | 議員 | ..... | 2 |
| 通告第 7 号  | 齊藤 広子 | 議員 | ..... | 2 |
| 通告第 8 号  | 川辺 美信 | 議員 | ..... | 3 |
| 通告第 10 号 | 成田ルミ子 | 議員 | ..... | 3 |
| 通告第 12 号 | 杉野 修  | 議員 | ..... | 4 |

### 【議案第 50 号 久喜市学校施設整備基金条例】

|         |       |    |       |   |
|---------|-------|----|-------|---|
| 通告第 8 号 | 川辺 美信 | 議員 | ..... | 5 |
|---------|-------|----|-------|---|

### 【議案第 51 号 財産の処分について（久喜市立菖蒲学校給食センター跡地）】

|          |       |    |       |   |
|----------|-------|----|-------|---|
| 通告第 3 号  | 猪股 和雄 | 議員 | ..... | 6 |
| 通告第 6 号  | 渡辺 昌代 | 議員 | ..... | 6 |
| 通告第 11 号 | 園部 茂雄 | 議員 | ..... | 7 |

### 【議案第 55 号 指定管理者の指定について（菖蒲運動公園）】

|         |       |    |       |   |
|---------|-------|----|-------|---|
| 通告第 3 号 | 猪股 和雄 | 議員 | ..... | 8 |
| 通告第 4 号 | 大橋きよみ | 議員 | ..... | 8 |

### 【報告第 20 号 専決処分の報告について（令和6年度久喜市一般会計補正予算（第7号））】

|         |       |    |       |   |
|---------|-------|----|-------|---|
| 通告第 8 号 | 川辺 美信 | 議員 | ..... | 9 |
|---------|-------|----|-------|---|

### 【報告第 22 号 賃貸借契約の締結の報告について（コミュニティセンター及び子育て支援施設賃貸借）】

|          |       |    |       |    |
|----------|-------|----|-------|----|
| 通告第 3 号  | 猪股 和雄 | 議員 | ..... | 10 |
| 通告第 9 号  | 貴志 信智 | 議員 | ..... | 10 |
| 通告第 12 号 | 杉野 修  | 議員 | ..... | 11 |

### 【報告第 23 号 使用許諾契約の締結の報告について（統合型校務支援システムライセンス）】

|         |       |    |       |    |
|---------|-------|----|-------|----|
| 通告第 6 号 | 渡辺 昌代 | 議員 | ..... | 12 |
|---------|-------|----|-------|----|

## ○ 通告第 1 号 田村 栄子 議員

（１）新たなごみ処理施設に係る整備費用の物価高騰への対応

ア 当初契約額（276.7 億円）の 1%は事業者負担とされている、とあるがこの 1%の根拠はどのようなになっているか。

イ ごみ処理施設の建物が完成後出来高払いと聞いた。令和 5 年度と令和 6 年度の出来高払いが対象になっている。その工事の内容、状況を伺う。出来高払いは一番危険な支払い方法である。容認できない。安全な方法を専門家も交えて検討すべきであるが、如何か。

## ○ 通告第 2 号 瀬田 博文 議員

（１）P54 6 款 農林水産業費 1 項 農業費 3 目 農業振興費 4 農業経営安定推進事業  
重点作物振興育成事業補助金での梨の安定生産のための、機器導入への補助事業について伺います。

ア どのような機器の導入についての補助なのか伺います。

イ その機器の導入による、効果や生産性がどのように図られるのか伺います。

ウ この支援事業には、補助・助成の対象者についてどのような制度上の要件があり、その内容や背景をこれまでの経緯を踏まえ説明を伺います。

エ 過去のこれに類する久喜市内での実例と、この他にこの補助事業の利用が可能なのか、具体的に伺います。

オ 農業生産人口の甚だしい減少が待ったなしの現在、生産力維持のためには金銭的な補助・助成は重要であり、生産者が一歩前に進むには大きなきっかけになると考える。誰かがスタートラインに立たせる手伝いをすることが大切だと思いますが、金銭的な補助・助成についてどのように考えているのかを伺います。

## ○ 通告第 5 号 宮崎 亜希 議員

（１）債務負担行為補正 ごみ処理施設整備推進事業

ア 久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備請負契約書（以下、「契約書」）42 条 2 項の考え方では、事業者負担は 1.5%のはずである。しかし、今回は事業者負担が 1%となった。事業者負担を 1%とした根拠を伺う。

イ 久喜市と施設整備企業の間で、どのような協議が行われ、変更額を決定したのか、時系列で説明を求める。

ウ 令和 5 年 10 月から現在までも物価は変動しているはずだが、物価の基準を令和 5 年 10 月とした理由を伺う。

エ 契約書 34 条には、設計の変更も可能である旨が書かれている。厳しい財政の状況と市民の感情を考えると、物価高騰分を単に増額するだけでなく、ごみ処理機能とは関係のない付帯設備を減らす判断もすべき。例えば 25 億円の賑わい機能を削減した場合の設計変更の検討を具体的に行ったのか伺う。

オ 今回これだけの増額となった理由は、元々の額が大きいためである。2022 年時点で、すでに物価上昇の傾向はあったことから、物価高騰の可能性を想定しておくべきだった。この増額はただでさえ厳しい財政状況を更に悪化させる。市長は増額についてどう考えているか、見解を伺う。

## ○ 通告第 6 号 渡辺 昌代 議員

(1) P15 債務負担行為補正（追加）旧菖蒲南中学校警備業務委託について

旧菖蒲南中学校では、この間窃盗事件が起きて被害が出ている。今回の警備業務はどのようなものか伺う。現在より強化される部分はあるのか。

(2) P38 総務費 コミュニティ助成事業

今回は 1 団体のみの補助金の助成と聞いているが、他団体が補助されなかった理由を伺う。再申請ができるのか伺う。

(3) P58 土木費 公園費

菖蒲運動公園インクルーシブ遊具設置工事、下清久鶴ノ谷公園フェンス設置工事がマイナス事業となった。これらは中止ではなく延期としてとらえていいのか伺う。

## ○ 通告第 7 号 齊藤 広子 議員

(1) P52, 64 小・中学校への屋外 AED の設置

ア 設置までの今後のスケジュールについて伺う。

イ 案内看板は、何処に何か所設置するのか伺う。

ウ AED の屋外の主な設置場所は、どこを予定されるのか伺う。

エ 学校内にある既存の AED のリース期間について伺う。

オ 学校内にある AED は、既存の AED のリース期間が終了した時点で屋外に設置される AED1 つになるのか伺う。

カ AED が使用された場合の回収とメンテナンス対応はどの様に行っていくのか。

キ 公共施設の AED と同様に女性に配慮した使用方法等の普及啓発資材のリーフレットや三角巾を設置するものと考えてよいか。

ク AED を使える人を増やしていく取り組みも同時に進めて行くべきと思うが、どの様に検討されているか伺う。

## ○ 通告第 8 号 川辺 美信 議員

(1) P13 第 3 表 債務負担行為補正 ごみ処理施設整備及び運営業務(施設整備分に係る物価高騰分)

予算の概要には「新たなごみ処理施設の整備費用について、契約後に生じた物価高騰分を支払うため、債務負担行為を設定する」とあります。そこで、次の項目について伺います。

ア 久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備請負契約書(以下「契約書」)第 42 条 1 項と 2 項で「物価水準の変動」(スライド条項)を規定しています。今回は補正では 6 項(インフレスライド)を適用していますが、1 項と 2 項(全体スライド)ではなく 6 項とした理由をお伺いします。

イ 契約書第 42 条 6 項には「予期できない事情により」「急激なインフレが生じ」「施設整備費が著しく不適當になった場合」と条件が付けられています。「予期できない」「急激な」「著しく」との表現には明確な基準がありません。久喜市はこれらの表現について、どのような判断基準を設けたのかお伺いします。

ウ 上昇率の期間を 2022 年 3 月～2023 年 10 月の 1 年 7 カ月としています。契約書を締結した 2022 年 8 月 8 日の時点で、国内企業物価指数や建設資材・人件費等は上昇基調にありました。物価高騰を「予期できなかった」と判断した理由をお伺いします。

エ 2023 年 10 月以降の物価変動に対して、物価上昇スライドが適用されるのかお伺いします。

オ 契約書第 42 条 6 項に基づく 7 項では、施設整備の変更について市と企業が「協議」して定めると記されています。契約額の変更の申し出を受領した期日と施設整備企業が当初出てきた金額(総額)及び基準日をお伺いします。

カ 2023 年度に工事が完成した出来高として支払った金額をお伺いします。また、2024 年度に工事が完成し出来高として支払う見込み額をお伺いします。

キ 今回増額となった 36 億円の支払いスケジュールをお伺いします。合わせて、契約書第 69 条 1 項債務負担行為に係る契約において、各会計年度における施設整備費の支払いの限度額と、2 項支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額に変更があれば変更額をお伺いします。

## ○ 通告第 10 号 成田 ルミ子 議員

(1) P48 3 款 民生費 2 項 児童福祉費 産後ケア事業  
補正額 2044 千円について

ア 補正が必要になった経緯は。

イ 補正の積算根拠を伺う。

## ○ 通告第12号 杉野 修 議員

### (1) P13 債務負担行為補正の追加

ごみ処理施設整備及び運營業務（施設整備分に係る物価高騰分）として36億7997万4320円が示され、予算化されようとしている。以下の点で伺う。

ア 市としては、「建設費の高騰」や「建設物価高騰の要因」をどのように認識しているか。

イ 資料として示された「物価変動額の内訳」では、2022年3月の「入札月」から2023年10月の「請求月」までの1年7か月の期間を物価変動の根拠期間としているが、それについてどのような説明を受けたか。「割増のときの基準日」をいつにするか。（国交省の建設工事費デフレーターなど）

ウ 公共工事関連では「標準契約約款」があり、工事費割増の場合に各種のスライドを適用させるが、1.5%程度の上昇分は受注者負担がうたわれている。本件の場合はどうなのか。

エ 本件に至った「追加費用の請求」は、いつだったのか。

オ その請求から、議案提案までの間で、市はどのような検証作業（個別の査定など）を行ってきたか。

カ その請求から、議案提案までの間で、市は相手方と何度どのような「協議、交渉」をおこなってきたのか。

キ これまで議会から指摘もされてきたが、「光る煙突」や「マラソンコース」、「屋上庭園」など豪華施設の廃止を含む、「賑わい施設」総体の設計見直しや計画変更を、検討する考えはあるか。

ク 付帯施設の「余熱利用施設」も今後同様のことが発生すると考えるか伺う。

|           |               |
|-----------|---------------|
| 議案第 5 0 号 | 久喜市学校施設整備基金条例 |
|-----------|---------------|

○ 通告第 8 号 川辺 美信 議員

- (1) 提案理由を「市が設置する学校施設を整備する事業の財源とするため基金を設置」とあります。基金の使途として支出できる学校施設の整備とはどのようなものを想定しているのかお伺いします。

## ○ 通告第 3 号 猪股 和雄 議員

- （１）跡地活用に応募したのは１社だけか。応募日はいつか。  
質問事項の提出期限が 10 日後と短い、質問はあったか。
- （２）提案審査の採点（平均評価点 80.5 点）の内訳を明らかにされたい。
- （３）事業提案概要の内容を明らかにされたい。
- （４）売却価格は「最低売却価格＋500 万円」であるが、「買い受け希望金額」と同額か。
- （５）事業者は穀物選別加工所として利用すると聞いているが、土地と建物は現状のまま使うのか。建て替えに方針転換することも認められるか。  
将来（10 年経過後）、提案とは別の事業目的に使うことも認められるのか。
- （６）建物および地下埋設物の検査・調査は行っているか。
- （７）事業者が建物を解体、更新する際に、有害物質が発見された場合、無害化・撤去費用等、市の責任はどうか。

## ○ 通告第 6 号 渡辺 昌代 議員

- （１）建物については解体せずそのままの使用となるのか伺う。
- （２）駐車場も売買されると聞いているが、搬入経路はどうか伺う。  
その際、駐車場を囲うように樹木があるが、なるべく残していただきたいがどのように対処するのか。
- （３）土地建物売買契約書の第 12 条によると 10 年間は契約の事業の継続をしなければならないが、10 年が過ぎれば第 3 者に転売しても良いという事になるのか。その際どのような使用目的になっても可という事になるのか。
- （４）土地建物売買契約書の第 14 条についての土地について以下伺う。
  - ア 地中埋設物、土壌汚染、障害物の調査を市は行うのか。行うとしたらどのように行うのか。
  - イ 調査を行わない場合、1 年以内に買主から通知されるという可能性はあると考えているのか。
  - ウ これまでの市有地の売買契約では問題が出ていることをふまえ、契約不適合責任とならない対策が必要と考えるが、どのように考えているか伺う。



○ 通告第 11 号 園部 茂雄 議員

- (1) 土地、建物それぞれの評価額を伺う。
- (2) 買主による購入後の土地・建物の活用方法を伺う。
- (3) 給食センター跡地の外周の樹木管理はどの様になるのか伺う。

**○ 通告第 3 号 猪股 和雄 議員**

- （１）指定管理者選定経過で、審査結果の得点の内、1②組織・連絡体制、2⑦自己評価制度の得点が低かった原因をどう分析しているか。
- （２）事業者名が「毎日・首都圏共同事業体」であるが、市で指定管理している他の体育施設の「久喜健幸スポーツパートナーズ」と異なる事業体になっている。  
別の事業体となっている理由は。シンコースポーツ株式会社は加わっていないのか。

**○ 通告第 4 号 大橋 きよみ 議員**

- （１）菖蒲運動公園が指定管理となるメリット・デメリットを伺う。
- （２）利用時間・利用料金の変更について伺う。
- （３）市民への周知について伺う。
- （４）類似施設管理運営の実績がある日高総合公園は令和 4 年度にインクルーシブブランコを新設している。菖蒲運動公園の指定管理の条件に、インクルーシブ遊具の設置を今後含めることは考えられないか伺う。

○ 通告第8号 川辺 美信 議員

（1）P10～11 会計年度任用職員給与費

会計年度任用職員報酬57人について次の項目をお伺いします。

ア 会計年度任用職員の配置状況を、投票所（期日前投票所含む）毎の人数をお伺いします。

イ 2021年10月に執行された第49回衆議院議員選挙と比較して、会計年度任用職員の配置状況に違いがあったのかお伺いします。

ウ 選挙事務として募集した人数をお伺いします。

（2）P10～11 衆議院議員総選挙執行业

ア 職員手当等の時間外勤務手当2422万6千円と休日勤務手当30万4千円の対象者数をお伺いします。

イ 人材派遣業務委託料の内容をお伺いします。

## ○ 通告第 3 号 猪股 和雄 議員

- （１）市とヤオコーとの契約締結に関わる協議において、埼玉県福祉のまちづくり条例に適合した施設設備を整備することについて、どのような協議を行ってきたか。
- （２）契約書において、公共施設部分および最低限の共用施設の設備部分について、福祉のまちづくり条例適合施設とすることを条件とするべきであるが、見解を問う。
- （３）福祉のまちづくりに適合し、さらに充実した施設設備を整備するために、どのような設備が必要かを協議するルールを契約書に規定するべきであるが、見解を問う。
- （４）福祉のまちづくり条例に適合した施設設備の整備については、契約書案にまったく記載はないが、契約締結後に、公共施設内に市の判断で整備していくことは、契約書に照らして可能か。
- （５）公共施設に直接関連する共用部分に、福祉のまちづくり条例に適合してさらに充実させる設備を整備するよう、要求していくべきであるが、契約書に照らして可能か。

## ○ 通告第 9 号 貴志 信智 議員

- （１）令和 5 年 9 月 22 日に公表された「桜田複合施設の整備に係る 30 年間の費用負担比較」で示されていた金額が、本契約で示された金額と符合しているか確認したい。契約の締結をもって確定した「内装工事費」「賃料」「共益費」を伺う。（桜田複合施設の整備に係る 30 年間の費用負担比較に沿って、30 年間の合計額を伺う）
- （２）契約書第 27 条では、原状回復義務が規定されている。原状回復費として必要となる費用をどのように想定しているか伺う。
- （３）契約書第 33 条 3 項には、店舗に関わる諸費用の負担について規定されている。  
店舗が行う販促については、久喜市の負担が生じない旨が特記事項に明記されているが、交通誘導警備費用及び保安警備費用、客用臨時駐車場費用については、久喜市も負担する可能性がある。これらの費用をどの程度見込んでいるか伺う。
- （４）内装監理費、現場共益費について特記事項には金額が明示されているが「賃貸借条件」では「無し」と記載されている。これらの費用は発生するのか伺う。
- （５）共用部分に久喜市の意向で改修や追加工事が必要となった場合の費用負担はどのように規定されているのか伺う。

## ○ 通告第12号 杉野 修 議員

- (1) 久喜市が株式会社ヤオコーと賃貸借契約を結ぶまで、2 者間で行われてきたと思われる各種の「協議」は何回行われたか、またその期日を伺う。
- (2) 2022 年 3 月 29 日、市と株式会社ヤオコーがかわした「確認書」をめぐっては、いつ、どこで、どのような協議を、どのようなメンバーで行ってきたのか伺う。
- (3) これまでの報道などによると、2 者の協議をめぐっての「記録は残っていない」あるいは「ヤオコーとやりとりしたメールは消去した」と市の説明があったとのことだが、どのような内容のメールだったのか、またなぜメールの記録を残さなかったのか。市は他の案件でも（文書・データを残さないという）同様の公務を行っているのか伺う。
- (4) 昨年以来の株式会社ヤオコー側との賃貸借契約をめぐる協議では、口頭でも文面でも「消費税」の文言は出てきたか伺う。また、株式会社ヤオコーは他の団体とも「家賃の消費税は外税」で協議・交渉していると聞いているのか伺う。
- (5) 消費税に関して市は「内税だと思い込んでいた」と答えているので何らかの文書は存在したものと判断するが、いかがか。またなぜ文書は破棄されたのか伺う。
- (6) 8 月になって株式会社ヤオコー側も消費税に関し「外税だったので」と主張したとすれば、文書に明記しなかったヤオコー側にも応分の責任はある、とするのが常識的であるが市の認識を伺う。

○ 通告第6号 渡辺 昌代 議員

- （１）随意契約になった経緯を伺う。
- （２）データの適正管理とあるが、具体的に管理されるデータは何か伺う。かなりの個人情報がデータベース化されると考えるが、セキュリティ対策は大丈夫なのか、情報の漏洩はないのか伺う。
- （３）５年間の契約であるが、５年後はどうなるのか伺う。